

まどか園ヘルパーステーション 重要事項(揭示用)

1. 運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 正久福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県宍粟市一宮町福知571番地
- (3) 代表者氏名 理事長 上田 芳史
- (4) 設立年月日 昭和62年3月30日
- (5) 事業者指定 兵庫県指定第2873800763号
- (6) 施設名称 まどか園ヘルパーステーション
・訪問介護 ・介護予防訪問型サービス事業 ・第1号訪問事業
- (7) 施設所在地 兵庫県宍粟市一宮町福知1030番地の1
- (8) 管理者氏名 檀山 幸代
- (9) サービス提供責任者 檀山 幸代
- (10) 通常の事業の実施地域 宍粟市(全域)
- (11) 営業日及び営業時間 月曜日から土曜日(12/30～1/3は除く)午前9時～午後6時

2. 併設事業

事業の種類	指定権者	事業者指定	利用定員
認知症対応型通所介護	宍粟市	第2893800017号	休止中
認知症対応型共同生活介護(予防)	宍粟市	第2893800017号	18名
居宅介護支援(予防)	宍粟市	第2873800110号	

3. 当事業の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名	1名
2. サービス提供責任者	1名	1名	1名
3. 訪問介護員	8名	3.7名	2. 5名

5. サービスの利用料金

①訪問介護費

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 30分を増す毎に
	基準となる利用料	1,660円	2,490円	3,950円	5,770円	830円
	ご負担額	166円	249円	395円	577円	83円

身体介護 生活援助	身体介護に引続き生活援助を行った場合のサービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
	基準となる利用料	660円	1,320円	1,980円
	ご負担額	66円	132円	198円

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
	基準となる利用料	1,820円	2,240円
	ご負担額	182円	224円

②介護予防訪問型サービス事業・第1号訪問事業(現行相当サービス)

サービス回数		料金	備考
週1回程度	基準となる利用料	2,670円	月5回以上のご利用の場合、ご負担額は1,168円の固定料金となります。
	ご負担額	267円	
週2回程度	基準となる利用料	2,710円	月9回以上のご利用の場合、ご負担額は2,335円の固定料金となります。
	ご負担額	271円	
週3回程度	基準となる利用料	2,860円	月13回以上のご利用の場合、ご負担額は3,704円の固定料金となります。
	ご負担額	286円	

③介護予防訪問型サービス事業・第1号訪問事業(緩和型訪問サービス)

サービス回数		料金	備考
週1回程度	基準となる利用料	2,400円	月5回以上のご利用の場合、ご負担額は1,051円の固定料金となります。
	ご負担額	240円	
週2回程度	基準となる利用料	2,440円	月9回以上のご利用の場合、ご負担額は2,102円の固定料金となります。
	ご負担額	244円	
週3回程度	基準となる利用料	2,570円	月13回以上のご利用の場合、ご負担額は3,334円の固定料金となります。
	ご負担額	257円	

※②、③の週3回以上のご利用には総合事業対象者か要支援2が必要になります。

上記料金表には、特別地域加算等の加算がプラスされます。

加算等の詳細は、別紙「利用料金表」を参照してください。

6. 介護保険給付対象外サービス

ご利用サービス	利用料金
○介護給付の支給限度額を超えてのサービス	超えた単位数の全額
○複写物の交付	1枚の複写につき10円(カラーは40円)
○交通費(宍粟市内は無料)	通常の実施地域を出た地点より、ご自宅までの往復の走行距離において、1キロメートル毎に20円を別途頂きます。但し、管理者が、利用者等の状況により、交通費の減額、免除が必要と判断した場合は、交通費を減額又は免除することがあります。

7. 緊急時の対応

時間帯	午前9時～午後6時	午後6時～翌午前9時	緊急時は、24時間体制で受付しますが、訪問は、身体介護が対象です。
連絡先	050-3613-6380	080-1527-4875	

8. 苦情解決窓口の設置

苦情受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後6時	連絡先	050-3613-6380
苦情受付担当者	管 理 者: 樫山 幸代		
苦情解決責任者	キャンパス長: 上田 芳史		
第三者委員会	藤田 和也(弁護士) 在賀 孝介(監事) 松本 真明(地域代表)		
苦情解決の方法	苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付します。 また、第三者委員にも直接申し出ることが出来ます。		

9. その他苦情受付機関(行政関係機関)

関係機関名	所 在 地	電話番号	受付時間
兵庫県国民健康保険 団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801	(078) 332-5617	8時45分～17時15分
宍粟市健康福祉部 高年福祉課	宍粟市山崎町今宿5-15	(0790) 63-3160	8時30分～17時15分

10. その他

事業計画・事業報告・財務内容等については、HP及び掲示していますので、ご自由に閲覧できます。